



“エラ船型”で10%の省エネを!!

従来、拡大したボックス型のホールドを採用する場合には、船首部分が必然的に肥満型となり、大きな抵抗増加となっていました。しかし、“エラ船型”は抵抗増加を防止することにより、10%以上の省エネ効果が得られます。



“エラ船型” 特許第 2841171 号

◆ 山中造船株式会社

〒799-2110 愛媛県今治市波方町大浦甲 1531 番地の 1
事務所 TEL 0898-41-9114 (代表) FAX 0898-41-6176
設計・工務 TEL 0898-41-9888 (代表) FAX 0898-41-8999

この頁は、内航海運に関わる関係官庁・団体等の発表資料を掲載しています。

経団連の内航暫定措置早期解消要望取り上げず ～全国規模の規制改革要望への内閣府規制改革推進本部の対応～

内閣府の規制改革推進本部はこのほど、本年 6 月 1 日から同 29 日間に構造改革特区（第 11 次提案）及び地域再生（第 5 次提案）とあわせて受け付けた全国で実施すべき規制改革に関する要望について検討した結果、規制改革会議で取り上げて継続的に調査審議するものとして 5 事項を対象に絞り込んだ。内航海運に対する要望としては、日本経団連から「内航海運暫定措置事業の早期解消」が提出されており、その成り行きが注目されていたが、5 事項の中にはこれを含めて内航海運に関する事項は盛り込まれなかった。

今回の規制改革推進本部の募集に対しては、民間事業者団体や地方公共団体から 445 項目の要望が寄せられたが、このうち 57 項目が検討対象にならないとされ、対象となった 388 項目のうち

- ① 要望提出後これまでに具体的な措置がされた事項
- ② 3 カ年計画で措置が明示されている事項
- ③ 現行制度下で対応可能な事項
- ④ 既に要望を満たしていると考えられる事項
- ⑤ 平成 20 年度までの実施には至らなかったものの
- ⑥ 今後検討する事項
- ⑦ 規制改革会議で取り上げて継続して調査審議する予定の事項

、など 383 事項が対象から外された。

内航海運に関しては、暫定措置の早期解消要望以外に経団連から

- ① 船舶の検査内容の簡素化及び弾力的運用
- ② 船舶職員法と船員法における定員基準の緩和
- ③ 限定近海区域における内航船の航行基準の緩和
- ④ 錨地における警戒船配備の緩和
- ⑤ 休祭日における危険物荷役許可の変更手続きの対応

、石油化学工業協会から

- ① 内航船の沿海区域の拡張
- ② 内航ケミカルタンカーに従事する船員の国籍フリー化
- ③ 汚染分類 X 類及び高粘性・凝固性 Y 類の荷役後のケミカル船タンクの予備洗浄と廃液回収検査の自主検査化
- ④ 汚染分類 X 類及び高粘性・凝固性 Y 類の荷役後のケミカル船タンクの予備洗浄と廃液回収作業の規制緩和

、日本船主協会から

- ① 船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化
- ② 内航輸送用トレーラ・シャーシの車検制度の緩和
- ③ 内航船の航行区域拡大の検討

、などの要望が提出されていた。

これら内航海運に対する要望事項については、所管官庁の国土交通省が7月と8月に回答をまとめており、中でも経団連からの暫定措置事業の早期解消要望に対しては、次のように回答していた。

- (1) 暫定措置事業は、納付金と交付金の収支のタイムラグが発生するため、その不足分を借入金によって補うものであることから、事業収支が相償い終了するまでには相当程度の期間を要するものと考えている。
- (2) 平成10年度の事業開始以来、これまでに船腹量が約2割減少して船腹需給は均衡してきており、今後は老朽船の代替建造を中心とした船舶の建造の増加が見込まれ、平成18年度にあっては、建造申請が100隻を超え大幅増となるなど、中期的には事業の収支状況は安定していくものと考えている。
- (3) 暫定措置事業の円滑かつ着実な実施のためには、納付金の安定的な確保が肝要で、内航船舶の代替建造促進を図ることが不可欠。現在、代替建造推進アクションプランに基づき、内航海運のビジネスモデルの推進をはじめ、内航海運に関わる幅広い関係者と連携・協力して関係施策を推進し、代替建造促進を強力に進めているが、さらに、同事業に必要な資金の一部に対して政府保証を行い、資金面においても事業が円滑かつ着実に実施するよう支援している。

規制改革推進本部では引続き本年10月15日から11月14日までの間、構造改革特区における規制の特例措置の提案及び全国で実施すべき規制改革の要望を同時に募集しており、提出された要望事項に対しては関係省庁との調整の後、平成20年2月を目途に一定の結論を出すことを予定している。